

令和6年 中間市農業委員会総会（2月）議事録

1. 開催日時 令和6年2月9日（金）13時30分開会～14時15分閉会
2. 開催場所 中間市地域交流センター 第1会議室
3. 出席委員 6名
会長 柴田 功 1番 貞末 照 2番 白橋 宏
3番 貞末 重雄 4番 日高 靖 6番 井上 俊子
4. 推進委員 3名 丸山 政和 小西 一史 田中 久光
5. 傍聴者 2名 阿部 伊知雄 柴田 広辞
6. 事務局 5名 宮崎事務局長 深川課長補佐 山本係長 坂本 熊井
7. 議事日程について
議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
（所有権移転）
議案第3号 中間市農業委員会事務局人事評価実施規程の新規制定について
協議事項第1号 地域計画について

【議事内容】

議 長：皆さん定刻となりましたので始めたいと思います。

それでは、中間市農業委員会総会を始めたいと思います。

ただいまの出席委員は6名で委員定数の過半数に達しております。よって、令和6年2月の農業委員会は成立いたしました。それでは本日の会議を始めたいと思います。本日の日程は、お手元の議案書の要領で進行いたしますのでよろしくお願いいいたします。

今回は、報告についての議題がございませんので、議決事項について議題といたします。

議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）」を議題といたします。議案第2号は、〇〇委員の案件がございますので、〇〇委員の退出を求めます。

【〇〇委員退出】

それでは、事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：資料1ページをお開きください。議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）」です。

1件目、農地の所在地中間市大字下大隈〇〇〇。面積486㎡。同じく〇〇〇、面積76㎡。同じく〇〇〇、面積34㎡。所有権を移転する者福岡県農業振興推進機構。所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、住所中間市大字下大隈〇〇〇。利用目的田。売買価格380,000円。移転の時期及び支払期限は令和6年2月26日、支払方法は、口座振替です。

つづいて2件目です。農地の所在地中間市大字下大隈〇〇〇、面積930㎡。同じく〇〇〇、面積402㎡。同じく〇〇〇、面積783㎡。同じく〇〇〇、面積776㎡。所有権を移転する者、福岡県農業振興推進機構。所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、住所中間市大字下大隈〇〇〇。利用目的田。売買価格1,916,733円。移転の時期、支払期限は令和6年2月26日、支払方法は、口座振替です。

つづいて3件目です。農地の所在地中間市大字上底井野〇〇〇、面積611㎡。所有権を移転する者〇〇〇〇、住所中間市大字垣生〇〇〇。所有権の移転を受ける者福岡県農業振興推進機構。利用目的田。売買価格400,000円。移転の時期、支払期限は令和6年2月26日、支払方法は、口座振替です。こちらの西口につきましては、仮換地となっておりますので、こちらの資料に書いてあります上底井野〇〇〇は、登記上の地番になっていまして、実際の仮換地の地番につきましては、〇〇〇となっております、面積は584㎡となっております。

以上の3件の位置図につきましては、2ページから4ページ目に載せておりますのでご確認をお願い致します。説明は以上です。

議長：はい。ただいま事務局の説明がありましたが、本件についてご意見ご質問等はありませんでしょうか。位置図に関しまして、1件目につきましては、下大隈の鉄橋の近くで、2件目については、トマト屋の近く、3件目については、説明が難しいのでわかりにくいと思いますけど、地元の委員は分かってらっしゃると思いますので。1件目と2件目の案件については、先々月に上がったもので、3件目の案件は再来月にもう一度上がってくると思います。ほかには何か無いでしょうか。無いようでしたら、採決を取ります。本件について賛成の方は挙手をお願いします。

はい。ありがとうございます。出席者全員賛成のため、原案のとおり承認されました。これで議案第2号を終わります。それでは、〇〇委員の入室を求めます。

続きまして、議案第3号「中間市農業委員会事務局職員人事評価実施規程の新規制定について」を議題といたします。事務局から提案理由の説明を求めま

す。

事務局：資料の7ページをご覧ください。議案第3号「中間市農業委員会事務局職員人事評価実施規程の新規制定について」ご説明いたします。平成28年4月1日に、地方公務員法第23条の規定に基づく人事評価の実施が地方公共団体に義務付けられました。これは、地方分権の一層の進展による地方公共団体の役割の増大や、住民ニーズの高度化や多様化等に対応できる組織力の向上を図るものとして、能力・実績に基づく人事管理を徹底し、より高い能力を持った職員を育成し、住民サービス向上の土台を構築することを目指すためであります。このため、本市でも職員の能力開発、職員相互の緊密な連携の確保及び組織の活性化を図るとともに、職員の主体性及び勤務意欲を喚起し、もって市民サービスの向上を図ることを目的として人事評価を実施しております。現在、事務局職員は兼任しているため、農業委員会事務局に係る人事評価は産業振興課農政振興係の業務の一つとして人事評価を受けているところであります。今回の提案は、今後、専任の事務職員が配置された場合に対応できるよう中間市農業委員会事務局職員人事評価実施規程を制定するものであります。なお、制定後の兼任している職員につきましては、第4条第4項の規定に基づき、従来どおりでの人事評価を行い、その結果を委員会へ提供することで委員会が行った人事評価の結果とするものとしております。現状としましては、皆様に、こちらが制定されることにより何かしていただくということはないですけど、評価の内容について皆様に提案をして承認をいただければ、その結果を総務課に報告するといった流れになっております。説明は以上です。

議長：はい。ただいま事務局の説明がありましたが、こちら初めての案件で分かりにくい点があったかとは思いますが、何かご意見ご質問等はありませんでしょうか。実質的には関係なくて、農業委員会の事務局が専任になった場合はこちらが適用されますけれども、兼任の場合は、現状どおりで行われます。何か課長の方から補足説明等ありますか。

事務局：今回の件については、総務課からの指摘があつて制定したものでありまして、今後専任という形をとる可能性を見越しての定めておかなければならないものとしてご認識いただければと思います。

議長：皆様からご質問等はないでしょうか。無いようですので、採決を取ります。本件について賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成のため、原案のとおり承認されました。これで議案第3号を終わります。

次に協議事項についてを議題といたします。協議事項第1号「地域計画について」を議題と致します。それでは事務局から提案理由の説明を求めます。

事務局：資料9ページをご覧ください。地域計画について、協議事項第1号について「農業経営基盤強化促進法第19条の規定に基づく農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）」を策定するにあたり、中間市における農業の将来の在り方及び農業上の利用が行われる農用地等の区域その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項等について、意見を求たいたので提案するものでございます。ここからは、係長の方から説明を行っていただきます。それでは、協議事項第1号の「地域計画」について説明を行います。11月の農業委員会で、これから地域計画の策定を始めていきますというお話をさせていただきました。そこで、少しずつ前進していきたいと思っていますので、資料に沿って説明をさせていただきます。「地域計画策定に向けて」と書かれた資料をご覧ください。

初めに、上段の策定スケジュールについて説明致します。地域計画策定にあたって、まずは、地区の設定が必要となってきます。それと併せて、地区ごとの現況地図の作成、課題の把握、整理を行っていきます。そして、事前協議の場を今年度中、2月3月に開きたいと思っています。これは、令和6年度4月から、各地域の「協議の場」を開いて、目標地図の策定に向けた話し合いを行っていく予定ですが、その「協議の場」を行うにあたっての事前の協議としまして、主に、「地域としての方向性」や「将来の在り方」などを話し合っていただこうと思っています。例えば、「10年後の農地は地域の人たちだけで守っていくのか」、他地区、入り作などをどうするか、などになります。それが終わりましたら、「協議の場」に進んでいきまして、この協議の場で、10年後の目標地図を作成するにあたっての話し合いを行っていただこうと思っています。具体的には、「後継者がいない農地をどうしようか」とか、「集約できそうか」とかになってきます。こちらは、令和6年の9月を目処に目標地図の素案作成を予定しております。そして、地域計画の案を作成し、農業委員会やJA、機構などからの意見聴取、ホームページ等での公告を経まして3月までの策定完了を目指しているところです。

つづいて下段をご覧ください。先ほど説明しましたが、まず初めの「地区の設定」のところでございます。地区をどのように設定するか、ですが、まず、地域計画は、市街化区域を除いた区域において策定することとなっておりますので、川西地区で作成することとなります。川西地区は、5地区あります

けれども、人・農地プランは、上底井野、中底井野、砂山、下大隈の4地区で策定をされております。地域計画は、人・農地プランの実質化において設定した「地域の話合いの場」が基本となっており、それに則ると、その4地区での設定ということになります。必ずそうしなければいけない訳ではありません。地域計画は、地域の農地を守っていく、残していくために将来の姿を明確化した設計図でございます。策定することで、地域で進むべき姿を作ることができ、将来の見通しを立てることができます。また、地域計画を策定していることが補助金等を受ける際の要件になっているものもあります。

その一方で、農地転用は、より一層難しいものとなり、許可にもかなりの時間を要するようになります。垣生地区につきましては、地域の意向を確認してから、判断することがいいのではないかと考えておりますが、農業委員の皆様はどのように思われるか、ご意見ありましたら、後ほどいただければと思います。

つづいて、裏面の上段、「事前協議」のところですが、今年度中に行う予定としております、事前の話合いの場での協議内容を記載しております。さきほど説明しましたが、主に、「地域としての方向性」、「将来の在り方」などを話し合っていたらこうと思っています。さらには、「誰が守っていくのか」、「経営の規模を拡大していきたいのか、縮小したいのか」、「後継者はいるのか」、「貸したい相手は特定されているか」などを話し合ってください、地域が抱える課題や将来の意向を確認するものとなります。

つづいて、下段の参集範囲ですが、ここに記載の方たちが必ず協議の場に参加する必要はありませんが、地域計画は、地域の将来の在り方を検討するため、幅広い関係者に参加いただいた方がより良い計画が策定できるのではないかと考えておりますので、担い手、所有者、若年者、女性、新規就農者、農業法人などを参集範囲として考えております。

最後に、農業委員会は、農地の集約化を図る観点から、目標地図の素案を作成することとなっております。今後は、協議の場への参加、話合いの支援等、引き続きお力添えをいただきますようよろしくお願い致します。説明は以上になります。

議 長：はい。ただいま事務局の説明がありましたが、本件についてご意見ご質問等はありませんでしょうか。これは川西に関することでありまして去年から始まっておりますが、策定期限が令和7年3月末までと決まっております。また、事務局から説明ありましたが、期限までに必ず策定しなければいけないわけではないみたいですが、補助金の絡みがありますので各地区で策定して下さいとなっています。農業委員を含めたところで生産組合の方に話を持っていっ

てそこで話し合いをしたいということみたいです。スケジュール的には事前協議までを今年度中に行って、協議の場も3回となってますけれども1回で済めば1回で終わりますし、そんなに難しい話ではありません。あとは、それを来年度内にまとめるといった形になります。地区の設定につきましても、人・農地プランでは川西4地区で設定されておりましたので、垣生をどうするかというのは別で協議していただきたいと思います。事前協議の中で私が一番気にしているのは、貸し売りの意向のところ、地区外の人がある地区に入ってきたり、借りる分はまだいいとしても今は農家さんあたりが田んぼを売りたいというのがほとんど多いんですね。それで他地区の人や市外の人を買うっていうパターンも。中間市は小さいですから、よその遠賀、鞍手とか隣接しているところが多いからそういった人たちが買いたいというのも結構ある。そうなりとやっぱし地元で農地を守っていかないと営農もしにくい面や耕作しにくい面があるから、その辺もどうするかといった話をしていかないといけない。最後の参集範囲のところも、担い手、出来れば所有者、土地持ちの非農家もいらっしゃいますからその方たちも入れて意見を聴きたいですけれども、この辺はなかなか難しいかなと思います。それともう一つが若年層。息子さんたちがいらっしゃるころはこの方たちも入れていただいて、最後に女性というのがありますが、奥様たちにも来てもらって話を聞いていただいた方が将来的にもいいかなと思います。出来ればそういった方たちに一回目の協議の場でも参加していただいた方がいいのかなと思います。それを踏まえて何かご意見ございませんか。

〇〇委員：国もそうなんですが、縦割り行政で、中間市という小さい都市で、川西は調整区域とされていて、地域計画をその調整区域でやっていって農業を守ろうというのは分からなくないが、そもそも中間市の発展というのを考えたときに、土地がほとんどないところで、今から開発するとなると実際は川西だと思う。でするので、川西を地域計画で決めてしまうと、さっき言われたみたいに農地転用も難しいですよとなってくると、ますます中間市は発展しなくなる。そういう意味では行政もそうですし、議員も来られておりますけども、中間市の総合計画ですね。もともと中間市をどうやっていくのか、というのはある程度そういった見通しを決めない。時間もないですけれども本当はそれを決めて、川西の工業地帯をもう少し増やしたいよねとか、農地の区域を変える、都市計画の色を少し変えるとか、といったことを本来考えていかないと、農政だけの話で突き進めていって、地域計画である程度色を決めてしまったら、ますます変えられなくなって、今でも足枷重いのもっと重くなって、中間市が何も出来ない都市になってくる。昔は、宮田にトヨタが来るとは誰も考えないですよ。

来た時点で、工場とか欲しいと思えば、中間市を変えたいという業者はたくさんあるけれども調整区域で青地になっているから誰も買えない。誰も動かない。先ほど所有権移転がありました、1反あたり68万円くらいですね。でも市街化区域だと1千万。同じ土地なのに、同じ中間市で、同じ農家をやって何でこんなに違うのと。ただ、農政と考えれば、国もそうですが、農地を守らなくてはならない。それもわかりますけれども、中間市はこんなに狭いところで、何も発展してない、何も変わらないといったところでもう少し大きな観点でこの地域計画も考えないと、農政だけの考えでやると、しまったなということになってしまいそうな気がします。先ほど、4地区ですか中底井野、上底井野、砂山、下大隈で垣生が入っていない。確かに垣生は、何でここは調整区域になっているんだろうと思うところはありますので、これに地域計画をはめてしまうと、中間市の都市機能が壊れて行きそうな気がする。その点も農政だけのことを考えるのではなくて、中間市全体の考えでいって欲しいなと思います。農政の人間だけで、調整区域で、青地だからと決めてしまうと、後でここは売りたいと思っても売れないということになってしまう。慎重に意見を集約して、計画を進める上での根底を考えないといけないのかなという気がします。

議長：はい。ありがとうございます。これはあくまでも計画ですから、毎年見直していけばいい。確かに〇〇委員のおっしゃるとおりというところもあるかと思えます。県の常設審議会でもそういった話も出てきていて、土地を手放したいという方が多くなっている。そうなるとこの辺がネックになってくる。中間市は特に小さいから。私も思ったが、本来であれば都市計画課あたりが出てきて、一緒に入るような流れにならないと難しいかなと思う。確かに、川西の農家の方は皆さん発展性は無い。ただ、市街化調整区域であれば税金が安いというメリットはあるかと思いますが。後継者もないし、〇〇委員も言われた60万円くらいで売ったところで、家もろくに建てられない。大型化したところで倉庫も自由に建てられないというデメリットがある。これはあくまでも計画ですから、このとおりにする必要はありません。来年度内にしておいた方が補助金の絡みがあります。何年前かに私が聞いた話は、安川が川西に来た際に、もう少し工場が欲しいと言っていたみたいだが、周りには農地しかないのどうしようもないということで話が流れたと聞いたことがある。他に何かご意見等がありますか。

〇〇委員：先ほど補助金とおっしゃっていますが、何の補助金があるの？補助金といえば響きはいいが、飴だけぶら下げて大して良い補助金じゃない、そんなの貰わなく

てよいとか貰おうと思っても簡単にもらえないとか。国はそういうのをぶら下げてさせようとするが、大変な資料を準備しても補助金が貰えなかったということも多くあると思う。ですので、補助金があるから進めましょうというのは短絡的ではないか。

議 長：今まで農業も減反制度が始まって補助金漬けになっている。ただ、継続性のある補助金ではないと思う。何百万円も貰える補助金ではなく数万円の補助金だと思います。農家にはそんなにメリットのある補助金はないと思います。

〇〇委員：確かに国の言っていることは分かる。農地の保全、継承というところで守っていかないといけない。当然そうだと思う。ただ、それが中間市かと。14 ㎏くらいしかないところで、川西が全部それを背負わされて。私は川西の人間ではないが。

〇〇推進委員：土地のこと言われてこっちは売っていいよとかならないでしょう。この農業委員会は何の会ですか。今、〇〇委員が言われたけれども、それは理論。ここの農政は何をするわけ？なぜ土地を守っていつているわけ？そこのところの意見を言わないと言われればなしじゃないですか。〇〇委員が悪いと言っているわけではないが、もう少し農業委員という自覚を持って農政の仕事をやっているのだから、皆さんもそれは委員違いますよとかの意見を言わないと。1反が60万円だろうが、金の問題ではない。何のために国自体がそんなに農業を守ろうとしているのか、補助金やお金をかけて農地を守ろうとしているのか、水路を造って米を作って。国もそれだけの考えでやっている。個々だけの問題ではない。それを話しないと。

議 長：皆さん意見を言って下さい。皆さん本当おとなしいので。

〇〇推進委員：じゃないと私たち役員として出席しているが、何のための役員かわからない。調整区域全部無くして開発していけばいいじゃないか。

議 長：今みたいな反対意見でもいい。皆さんからの意見がないから。

〇〇推進委員：〇〇委員からそういう意見が出ること自体がおかしい。一生懸命農家をやっている人たちは、いや違うよというくらいの気持ちを持ってやらないといけないのでは。そうそうと聞いていたって話にならない。

〇〇委員：農地をつぶせと言っているわけではない。きちんとメリハリをつけてはどうかと。

事務局：この話につきましては、事前の話合いで地域の方がどう考えているか、地主の方がどう考えているか、誰が今後守っていくのか、新しい農業者がどの程度いるのか、その人数で守れるのかとかそういったことまで含めて、この農業委員会の中でも地域の思いがわかっているならば、意見を出すことも出来ますし、地域ではこういう話になってますが、いかがでしょうかといった聞き方も変わってくると思います。ですから、〇〇委員が言われたこともあると思いますが、私どもとしては、地域の皆様方が現状でどのように考えているのかをまず確認しないことには先に進めていけないかなという思いがありまして事前の協議を入れています。当然これは、地域計画を策定するための当然必要なものでもありますし、農政を進めていく中でも必要な内容となっておりますので、多くの方に集まっていただいて、今後の中間市農業行政、農業の専門の課も出来ますので色々な方から意見を聴きながら進めて参りたいと思っております。

〇〇推進委員：ちょっと聞いてもいいですか。中間管理機構が農協に預けた分を契約変えてやり直している。その中で、最終的には地域まとめてという目的。ただ今のやり方でやっていって、契約どおりに移していってもその中で整理が出来るのか。中間管理機構に移す前に、地主さん、土地を貸している人に対して、あなた方は貸す立場ですけれども、相手はこちらで決めますよと。中間管理機構の言うとおりにしてもらわないと貸すことは出来ませんよ、というくらいのものでないと最終的な地域に根ざした農業というのが出来ないのではないかと。中間管理機構が早く早くと進めた結果、農協からそのまま受けてしまって今までどおりの計画でやっていって、その先々で中間管理機構自体が土地を集約して行って貸していけるのかどうか、それに尽きるのではないかと。

事務局：そうですね。おっしゃられたとおりに相対で進んでいるというのがまだかなりございまして、それを見直すための地域計画の地図の落とし込みでもあるので、そこについては、地域のそれぞれの考えで。

〇〇推進委員：それはもう農業振興課が把握している。課が全部情報を持っている。耕作台帳を持っているのだから、誰が耕作してというのはデータがある。それをそのまま出してしまえばいい。その中で話合いをしないとわからない。

議長：ひとつ悪いのは、中間管理機構に預けるときに、本来誰に貸してもいい。そこ

の説明がなされていない。耕作者が地主に説明しないといけないというのがない。手が回っていない。それが間違っているんだと思います。

〇〇推進委員：中間管理機構を入れても意味が無い。土地を買うときはその経費が安くなるくらいで。そういう利用しかしていない。今言ったように中間管理機構が権利を持って、整理した中でそれをやるかやらないか、するかしないか。そういう風になるのか。それは耕作者の権利を取れるのか。

議 長：本来白紙委任という形を取らないといけないが、簡単には取れない。

〇〇推進委員：取れないものをなぜ中間管理機構を入れたのか。

議 長：個人個人でしていたものを農協が手を引いたから。

〇〇推進委員：手を引いたのではなく、農協に手を引かせた。最終的にはそこに行き着く。だからそんな話を何回したって一緒。

議 長：わかりました。ただ、これは今から進めなければいけませんから、そういった意見もあるし、農業委員の皆さんは各地区で話し合いには必ず出席して下さい。その中で意見を言ってもらい、事務局の方もそういった説明をしていかなければならない。

〇〇推進委員：これは誰が主導していくのか。行政がしていくのか。生産組合長か。農業委員か。

議 長：私は、農業委員と思っていたが、事務的なことは行政がする。

事務局：事務的なところは行政が行いますが、農地を守るという観点もありますので、農業委員の皆様におかれても、中に入っていただいて意見を言っていただくということになります。

議 長：よろしいでしょうか。これは、議決事項ではなく協議事項。意見を出していただいて協議をして、これらを踏まえて行政の方で取り組んで行くということですのでよろしいでしょうか。
それでは、これで協議事項第1号を終わりたいと思います。つづきまして、その他を議題と致します。事務局から何かありましたらお願いします。

事務局： －「令和6年度からの体制」について説明－

議長：以上で「その他について」を終わりたいと思います。:

次に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は会議規則第9条により議長において、貞末照委員、井上委員を指名いたします。

以上をもって全日程を終了いたしましたので、本日の会議を閉会いたします。

お疲れ様でした。

議事録署名委員

貞末 照

井上 俊子